

# サンデングループ 取引先基本原則

2022年1月1日

サンデン株式会社 SCM本部 購買ユニット

## 1. 序文：「良き企業市民、社会との調和」

サンデングループは、国内外の関連会社を含むグループ全体活動として、コンプライアンスを実践するため、企業理念に基づき遵守すべき行動規範を定めて、様々な取り組みを進めており、サプライチェーンにおける取り組みとして、お取引先は国際社会の一員としての社会と調和した諸活動を展開し、地域とともに歩む「良き企業市民」としての役割（企業の社会的責任）をしっかりと果たさなければならないと考えております。このような認識から、サンデングループは企業理念の第一の原則として、「良き企業市民」「社会との調和」を掲げ、企業活動を行っております。

また、サンデングループは、お取引先と公正且つ透明な取引関係を築くことにより、お客様に対し最高の製品、システム、サービスを提供し、ビジネスパートナーとしてともに成長していきたいと考えています。

このサンデングループ取引先基本原則（以下「基本原則」）は、お取引先とその従業員、代理店、下請け先各位（以下「取引先」という。）がサンデングループとの取引において「企業の社会的責任」を全うするための必要最低限の基本原則（行動規範）を定めたものです。お取引先には、この基本原則を遵守して頂くことを求めます。

## 2. 「人権尊重」

### 【強制労働の禁止】

取引先は、いかなる状況においても強制や義務による労働力を使ったり、またいかなる方法によってもその恩恵を受けたりしてはなりません。同様に規律や管理のための、あらゆる形式の懲役や、体罰、監禁、脅迫、暴力、またはいやがらせや虐待も禁止します。また、賃金不払いや法外な低賃金での労働を強制する工場や生産施設を使用し、このような行為や施設を運営する下請け先を使用してはなりません。

### 【児童労働の禁止】

児童労働は、精神的、肉体的、社会的、倫理的に子どもにとって危険かつ有害であり、教育を受けるのに不当な妨げになるため、取引先は、絶対に児童の労働力を使用してはなりません。

### 【適切な労働時間】

取引先は、その従業員がすべての関連法規、および労働時間や日数を定めた業界の必須基準を順守して勤務できるようにしなければなりません。もし法令と業界の基準が相いれない場合は、国の法律に準拠することとします。

### 【適切な報酬】

取引先は、関連法規や有効な労働協約に定められている賃金や手当、および時間外労働やその他の割増し賃金を従業員に支払わなければなりません。

### 【差別待遇の禁止】

取引先は、採用や雇用において、人種、肌の色、宗教、性別、年齢、身体的能力、国籍、その他による違法な差別を禁止する関連法規に合致する方策の実施を求められます。

### 3. 環境保全

取引先は、持続可能な社会の発展を維持するため、自ら責任を持って環境に配慮した事業活動を行い、関係各国のすべての環境関連法規を遵守しなければなりません。

### 4. 企業倫理

取引先は、良識のある企業行動により、公正かつ自由な競争を行なわなければなりません。

#### 【関連法規の遵守】

取引先は、すべての関連法規や規則を遵守しなければなりません。

#### 【製品の品質と安全】

取引先が提供するすべての製品とサービスは、関連法規が要求する品質と安全の基準を満たさなければならない。サンデングループと取引、あるいはサンデングループに代わって取引をする場合は、サンデングループの品質要求条件を満たさなければなりません。

#### 【不適切な便宜の禁止】

取引先は、すべての活動において、公的私的にかかわらず、また直接あるいは仲介を通じて、第三者から取引を獲得あるいは維持することを目的として、個人的な計らいや不適切な便宜を提供したり約束をしたりしてはなりません。また 第三者への優遇の見返りとなるいかなる便宜も受け取ってはなりません。

#### 【反社会勢力との関係の禁止】

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、断固として対決しいかなることにしても関係してはなりません。

#### 【紛争鉱物使用の禁止】

取引先は、重大な人権侵害を引き起こす内戦や紛争に関わる武装勢力の資金源となる鉱物を使用していないことを確認しなくてはなりません。

### 5. 「安全衛生」

取引先は、従業員が安心して働くことができるよう、業務上の安全・衛生の確保を最優先しなければなりません。更に職場施設は、関連法規や条例に遵守し、それを維持しなくてはなりません。

### 6. 「地域社会への貢献」

取引先は、世界各地の商習慣や文化を尊重するとともに、積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与しなければなりません。

### 7. 「原則遵守の実証」

サンデングループは、取引先がこの基本原則等を遵守していることを確認するため、取引先およびその調達先に立入調査をすることができるものとし、取引先はこれに協力しなければなりません。

万一、基本原則に反する行為や状況が確認された場合、サンデングループは書面をもって基本原則の遵守を催告し、

相当期間を経過しても遵守されないときは、取引先との契約を解除することができます。

完